

7-4

投資信託の告知・支払調書等

受領者の告知

◆株式投資信託の収益分配金

株式投資信託の収益分配金の支払いを受ける際には、証券会社などに住所、氏名、個人番号（マイナンバー）等を告知し、本人確認を受ける必要があります。ただし、証券会社等に保管の委託等をする際に、告知を行っている場合は、収益分配金の支払いを受ける際の告知は不要です（みなし告知）。

◆公社債投資信託の収益分配金

公募公社債投資信託の収益分配金の支払いを受ける際には、証券会社などに住所、氏名、個人番号（マイナンバー）等を告知し、本人確認を受ける必要があります。ただし、証券会社等に保管の委託等をする際に、告知を行っている場合は、

収益分配金の支払いを受ける際の告知は不要です（みなし告知）。

なお、私募公社債投資信託の収益分配金の支払いを受ける際には、告知は不要です。

◆株式投資信託・公社債投資信託の譲渡代金

株式投資信託・公社債投資信託の譲渡・解約・償還による代金を受け取る際には、証券会社などに住所、氏名、個人番号（マイナンバー）等を告知し、本人確認を受ける必要があります。ただし、証券会社等に保管の委託等をする際に、告知を行っている場合は、代金を受け取る際の告知は不要です（みなし告知）。

支払調書・特定口座年間取引報告書

◆株式投資信託

株式投資信託の収益分配金および譲渡代金（解約益・償還益を含む）については、支払調書が証券会社などから税務署に提出されます。

この支払調書は、収益分配金および譲渡代金のいずれにおいても、金額の大小にかかわらず提出されます。

ただし、特定口座内の株式投資信託の譲渡・解約・償還の代金および源泉徴収口座に受け入れた分配金については、支払調書は提出されず、代わりに特定口座

年間取引報告書が税務署に提出されます。

支払調書や税務署に提出される特定口座年間取引報告書には個人番号（マイナンバー）も記載されます。投資家に交付される特定口座年間取引報告書には記載されません。

◆公社債投資信託

公社債投資信託の譲渡・解約・償還の代金および公募公社債投資信託の収益分配金については、金額の大小にかかわらず、支払調書が証券会社などから税務署に提出されます。

特定口座内の公募公社債投資信託の譲渡・解約・償還の代金および源泉徴収ありの特定口座に受け入れた分配金については、支払調書の代わりに特定口座年間取引報告書が提出されます。

支払調書や税務署に提出される特定口座年間取引報告書には個人番号（マイナンバー）も記載されます。投資家に交付

される特定口座年間取引報告書には記載されません。

個人番号（マイナンバー）の経過措置等については、[□434ページを参照](#)して下さい。

なお、私募公社債投資信託の収益分配金については、支払調書は提出されません。

支払通知書

◆上場株式配当等の支払通知書

上場株式等の配当等は、支払時に原則として源泉徴収が行われた後、確定申告をするか否かを選択することができます。

このため、投資家が確定申告時の資料として利用できるよう上場株式の配当や公募株式投資信託の分配金など、税制上「上場株式等の配当等」として扱われるものについて、投資家の住所・氏名や、受け取った収益分配金等の額を記載した**上場株式配当等の支払通知書**が、証券会社などから投資家に交付されます。

「上場株式等の配当等」には、上場株式の配当、公募株式投資信託の分配金、特定公社債の利子や公募公社債投資信託の分配金などが含まれます。

なお、これらの「上場株式等の配当等」が源泉徴収ありの特定口座に受け入れられている場合は、特定口座に受け入れられた収益分配金等の金額は特定口座年間取引報告書に記載され、上場株式配当等の支払通知書は交付されません。